

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」改定案に関する 意見照会及びパブリックコメントの実施について

平成27年4月
資源エネルギー庁

○前々回のWG（2月17日）以降、最終処分法に基づく基本方針の改定案について、以下の手続を実施。

①最終処分法に基づき、経済産業大臣から原子力委員会及び原子力規制委員会へ意見照会

- ・原子力委員会への意見照会（2月19日）
（→3月31日に回答、別添1）
- ・原子力規制委員会への意見照会（2月19日）
（→4月1日に回答、別添2）

②行政手続法に基づく意見公募手続

- ・パブリックコメントの実施（2月19日～3月20日）
（→寄せられた御意見及び御意見に対する考え方の概要、別添3）

府政科技第329号
平成27年3月31日

経済産業大臣 殿

原子力委員会
委員長



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について(答申)

原子力委員会は、平成27年2月19日付け20150218資第11号をもって特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、「法」という。）第3条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）については、概ね妥当なものと認める。

他方、最終処分制度が創設されて以降、最終処分事業が進捗していないことについての深刻な反省を踏まえる必要がある。今後の政府の取組には、最新の科学的知見を取り入れていくとともに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する海外での検討・考察も参照しつつ、説明責任を果たし、国民と最終処分に関する認識の共有を重ねる努力をすることが求められている。

こうした中、経済産業省においては、今後、法第4条に基づき「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（以下、「最終処分計画」という。）を定め、実施するに当たって、基本方針において記述された諸取組に関して、明確な目標、責任主体及び達成時期を明らかにした上で、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを回して取組の改善を図りつつ実施することを求める。また、定期的に、取組の成果、評価意見に対する回答及び改善点を含む対応方針を明らかにし、原子力委員会に報告するとともに、報告内容を公開することを求める。原子力委員会としては、法の規定に則りつつ、最終処分計画等について定期的に報告を受け、意見を述べるなど所要の役割を果たしていく。

原規総発第 1504011 号
平成 27 年 4 月 1 日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について（回答）

平成 27 年 2 月 19 日付け 20150218 資第 12 号をもって意見照会のあった件について、下記のとおり回答する。

記

「最終処分に関する政策や最終処分事業の可逆性を担保」する場合、その内容如何によっては「最終処分に関する安全の確保のための規制に関する事項」や「概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」に影響を及ぼす可能性があることから、これらの検討に支障が生じる可能性がある。こうした認識が共有されるのであれば、意見照会のあった基本方針の改定について、異存はない。

なお、適切な安全規制の実施のみならず、「概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項を順次示すこと」を当委員会が行うためには、事業の進捗状況に応じた人材の確保等の体制の強化が必要であり、貴省に対しても必要な協力を要請する。

パブリックコメントに寄せられた御意見及び御意見に対する考え方（概要）

※御意見の全体像が分かるよう、代表的な意見を抽出し、整理しています。

※なお、紙面の都合上、表現は簡素化しています。

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
火山、地震等が多い日本での地層処分は選択すべきでない。	日本では1970年代からの長きに亘り、地層処分に関する研究を行い、国際的な評価も受けた結果として、「地層処分概念の成立に必要な条件をみたす地質環境がわが国にも広く存在（核燃料サイクル開発機構第2次レポート（1999年）」）」することが確認されました。また、2013年には、地層処分の技術的信頼性について、最新の科学的知見を反映した再評価を実施し、「段階的なサイト調査を適切に行うことにより、（中略）おのおの好ましい地質環境とその地質環境の長期安定性を確保できる場所をわが国において選定できる見通しを得られたと判断できる（総合資源エネルギー調査会地層処分技術WG（2014年）」）ことが確認されました。今後、こうした評価を含め、地層処分についての技術的信頼性が国民に十分に理解されるよう、情報提供や意見交換を行ってまいります。
廃棄物を増やすことになる原発の再稼働は行うべきでない。	原子力発電については、エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）において「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられているとともに、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。（中略）原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。」としています。 高レベル放射性廃棄物の問題については、原発の再稼働の有無にかかわらず、既に目の前にある問題として取り組まなければならない課題です。将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進めてまいります。

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
エネルギー政策や原発の役割等も含め、国民の理解活動を行うべき。	最終処分法に基づく基本方針を改定し、新たな政府方針を明らかにした上で、高レベル放射性廃棄物対策を含めた原子力政策やエネルギー政策について、全国の国民を対象に情報提供や意見交換を行ってまいります。
処分地選定プロセスでは、首長の意見だけでなく住民の意見も聴くべき。	処分地選定プロセスを進めるに当たっては、住民の理解と協力を得ることが極めて重要です。今回の基本方針改定案においては、「概要調査地区等の選定に向けた調査の段階から、多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。（中略）機構及び国は、（中略）その活動を継続的かつ適切に支援する」と新たに規定したところです。今後、住民の意見が最終処分事業に反映されることを通じ、地域の主体的な合意形成が図られるよう、適切に支援してまいります。
安全規制の全体像を示して処分地選定プロセスを進めるべき。	今回の基本方針改定案において、「原子力規制委員会は、概要調査地区等の選定が合理的に進められるよう、その進捗に応じ、将来の安全規制の具体的な審査等に予断を与えないとの大前提の下、概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項を順次示すことが適当である。」と新たに規定したところです。今後は、そうした提示が円滑に実施されるよう、原子力規制委員会に対して適宜必要な情報提供等を行ってまいります。
可逆性・回収可能性について、具体的にどのように担保するのか明確にすべき。	今回の基本方針改定案においては、基本的に可逆性を担保することとし、そのために機構に特定放射性廃棄物の搬入後の回収可能性の確保を求めることとしたところですが、同時に、「最終処分施設を閉鎖せずに回収可能性を維持した場合の影響等について調査研究を進め、最終処分施設の閉鎖までの間の特定放射性廃棄物の管理の在り方を具体化する」と規定しました。今後、こうした規定を踏まえ、可逆性・回収可能性について必要な調査研究を着実に実施してまいります。
科学的有望地はまず地球科学的観点から示すべき。	昨年9月に開催された最終処分関係閣僚会議では、地球科学的観点からの適性及び社会科学的観点からの適性の2要素を考慮し、総合資源エネルギー調査会にて専門家の検討を進めるとされており、現在この審議が行われているところです。具体的な提示の方法については、今後の審議も踏まえ、判断してまいります。

寄せられた御意見	御意見に対する考え方
原子力委員会は第三者機関として不適當。	最終処分法において、基本方針や最終処分計画を改定するには経済産業大臣は原子力委員会の意見を聴くこととされており、また、同委員会の在り方見直しのための有識者会議において、放射性廃棄物の分野は同委員会が重点的に取り組む分野とされたところです。原子力委員会は、原子力基本法に基づき設置された、関係行政機関への勧告権を有する独立性の高い組織であり、その立場から、今般の基本方針改定案で示された役割を適切に果たしていくものと承知しています。